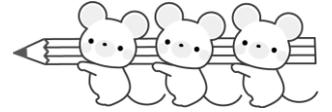


これだけは知っておきたい 改正相続法 講座



昭和55年以来の大改正！ たくさんの改正・新設条文をすっきり理解

およそ過去40年間、実質的な改正がなかった民法・相続法が大幅に見直され、ついに今年7月1日、その大部分が施行されました！ 「超高齢社会」に突入し、相続人自身が高齢者となる現在、高齢配偶者の保護や遺言の利用、相続人間の紛争防止の観点から、今回、新しい方策が多く盛り込まれています。

実務ではどのような変化があるのでしょうか、相続法改正の重要ポイントを詳しく解説します！

日頃、相続法の知識が求められるお仕事の方、てっとり早く理解したい方、ご興味がおありの方はどなた様も歓迎いたします！ 皆様のご参加を心よりお待ちしております。

日 程 令和元年9月20日(金曜日)
 時 間 PM 6:30 ~ PM 8:00
 場 所 大阪市北区西天満六丁目7番4号 大阪弁護士ビル9階
 当事務所 多目的室

連絡先 ☎ 06-6365-1755
 受講料 2,000円 (顧問先様 1,500円)
 講 師 司法書士 佐井 恵子
 持参物 筆記用具
 定 員 先着10名

講座の内容

1. 配偶者保護を手厚く！「配偶者居住権」創設
2. 居住用不動産の夫婦間贈与と「持ち戻し免除」
3. 「遺留分」の金銭債権化
4. 相続人ではない親族に「特別寄与」請求権
5. 相続登記の対抗要件
6. 遺言執行者の権限強化



講 師
司法書士 佐井 恵子



講座申込書

FAX : 06-6365-1109

希望者は9月10日(火)までに、お電話 または ファックスにてお申し込みください

お名前			
貴社名 (法人所属の場合)			
お電話番号		FAX番号	

※ご記入いただいた情報は、本お申込者の把握以外に使用、開示及び提供することはありません。